

神戸市地域日本語教育に係る総合調整会議 開催要綱

令和 7 年 10 月 21 日 地域協働局長決定

(目的)

第 1 条 神戸市における地域日本語教育の総合的な体制づくりを推進するため、神戸市地域日本語教育に係る総合調整会議（以下「総合調整会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 総合調整会議は、次の事項を所掌する。

- (1) 市内の地域や在住外国人の実態・特性を踏まえた神戸市の地域日本語教育の推進に関する事項について
- (2) その他、神戸市における地域日本語教育の総合的な体制づくりを推進するために必要な事項について

(構成)

第 3 条 総合調整会議は、委員 20 名以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験者、地域日本語教室関係者、その他地域日本語教育の総合的な体制づくりを行うために必要な知見を持つ者をもって組織する。
- 3 総合調整会議は、必要に応じて分科会を置くことができる。

(任期)

第 4 条 委員の任期は最長 2 年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし委員の再任は妨げない。

(会議)

第 5 条 総合調整会議は、地域協働局長が招集する。

- 2 地域協働局長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

(庶務)

第 6 条 総合調整会議の庶務は、神戸市地域協働局地域協働課において処理する。

(雑則)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、総合調整会議の運営に関し必要な事項は、地域協働局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年10月21日から施行する。